

1. 住民監査請求とはどのような制度ですか。

◎ 市民の方が、監査委員に対し、長岡京市の財務に関する行為について監査するよう求め、必要な措置を講じるよう求める制度です。（地方自治法第242条）

2. 監査請求の対象とはどのような場合ですか。

◎ 監査請求をすることができるのは、次に掲げる市の財務会計上の違法若しくは不当な行為についてです。

- (1) 違法若しくは不当な公金の支出があると認めるとき
- (2) 違法若しくは不当な財産の取得、管理若しくは処分があると認めるとき
- (3) 違法若しくは不当な契約の締結若しくは履行があると認めるとき
- (4) 違法若しくは不当な債務その他の義務の負担があると認めるとき
（上記(1)から(4)は、相当の確実さをもって予測される場合も対象となります）
- (5) 違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実があると認めるとき
- (6) 違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があると認めるとき

◎ これらの行為の日から1年以上経過している場合は、正当な理由がない限り請求することはできません。

◎ 「怠る事実」(5)・(6)については、その事実が継続している限り、期間制限はありません。

◎ 財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実の結果、長岡京市に損害が生じ、又は生じるおそれがある（市に損害をもたらさないものは、監査請求の対象になりません）。

3. 1年以上経過している場合の「正当な理由」とはどのような理由ですか。

◎ 正当な理由とは、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 請求の対象となる行為が秘密裏に行われたものであること
- (2) その行為を相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることができなかったといえること
- (3) 上記(1)(2)の場合であって、その行為を知ってから相当の期間内に監査請求をすること

◎ 1年以上経過した事案について請求する際には、正当な理由を請求書の中に記載していただく必要があります。

4. 監査請求は誰ができるのですか。

◎ 長岡京市に住所を有する方であれば、一人でも連名でも請求できます。

◎ 長岡京市に所在する法人も請求できます。

5. 監査請求はどのような方法ですか。

- ◎ 監査請求する事項について、書面を作成して行うことになります。
- ◎ 違法若しくは不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。
- ◎ 「事実証明書」とは、公文書開示請求により開示を受けた文書の写し、新聞記事の写しなどです。

6. 監査請求書はどのように作成したらよいのですか。

- ◎ 請求書の様式及び記入例（縦書きでも差し支えありません）

長岡京市職員措置請求書
長岡京市長（〇〇委員会、職員など）に関する措置要求の要旨
1 請求の要旨（次の事項について具体的に記載してください） ① 誰が（請求の対象職員） ② いつ、どのような財務会計上の行為を行ったのか、又は怠ったのか ③ その行為又は怠る事実が、どのような理由で、違法又は不当なのか ④ その行為又は怠る事実の結果、長岡京市にどのような損害が生じ、又は生じるおそれがあるのか ⑤ どのような措置を請求するのか ⑥ 財政会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過している場合、正当な理由を記載してください。
2 請求者 住 所 職 業 氏 名（自署） 連絡先（平日の日中に連絡が取れる電話番号）
3 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。
令和 年 月 日 長岡京市監査委員あて

※ 請求書の記載にあたっての注意事項

- ◎ 請求の要旨は簡潔に記載してください。
- ◎ 用紙の規格は原則としてA4判でお願いします。
- ◎ 氏名は自署でお願いします。
- ◎ 陳述会等の連絡のため、請求人が多数の場合には、代表者を決定してください。

7. 監査請求の提出はどのようにするのですか。

- ◎ 請求書と事実証明書を長岡京市監査委員事務局にお持ちいただくか、郵便等でお送りください。
- ◎ ファクシミリや電子メールでの提出はできません。

8. 監査請求に関して補足説明の機会があるのですか。

- ◎ 監査請求が受理された場合、陳述の機会が設定されます。
(地方自治法第242条第6項)
- ◎ 陳述は原則公開としております。

9. 監査の結果は通知されるのですか。

- ◎ 監査の結果については、請求書の受付の翌日から起算して60日以内に、各請求人へ通知します。
 - 請求に理由があると判断したときは、市長等に対し、期間を示して、必要な措置を講じるよう勧告します。勧告の内容を文書により請求人に通知します。
 - 請求に理由がないと判断したときは、請求に理由がない旨及びその理由を文書により通知します。
- ◎ 監査委員の勧告を受けて市長等が措置を講じたときは、市長等から監査委員に通知され、監査委員から請求人にその内容を通知します。
- ◎ 監査の結果及び市長等による措置の内容は、いずれも公表します。

10. 監査の結果に不服がある場合はどうしたらよいのですか。

- ◎ 請求人は、監査の結果に不服がある場合、住民訴訟を提起することができます。詳しくは、地方自治法242条の2を参照していただくか、裁判所にお問い合わせください。

◎ 請求書を提出する前に、次の事項の確認をお願いします。

項目	確 認 事 項	チェック欄
請求者	○住所は長岡京市内か ○氏名は自署しているか ○押印をしているか	☐ ☐ ☐
請求の要旨	○誰の行為等かを示しているか ○請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は特定されているか ○なぜ上記の行為等が違法又は不当であるのか、その理由を具体的に示しているか ○損害の発生又はそのおそれを示しているか ○必要な措置の内容を具体的に示しているか ○請求の対象となる財務会計上の行為から1年を経過している場合、その理由を示しているか	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
添付書類	○違法又は不当の事実を証する書面は添付しているか	☐
その他	○請求年月日を記載しているか ○宛先（長岡京市監査委員）を記載しているか ○請求の根拠条項（地方自治法第242条第1項）を記載しているか	☐ ☐ ☐

※ 監査委員事務局で受け付けた請求書について、監査委員が、住民監査請求の要件を満たしていないと判断した場合は、請求を受理せず（却下）、監査を行いませんので、ご注意ください。

<住民監査請求の提出及び問い合わせ先>

長岡京市監査委員事務局

〒617-8501

長岡京市開田1丁目1番1号

電話：075-955-9537 F A X：075-951-5410

Eメール；kansa@city.nagaokakyo.lg.jp